

反対討論要旨 (2009/12/17)

私は、日本共産党県議団として、提案されました議案のうち、18件に賛成し、反対する9件と、請願陳情の委員会審査結果に反対するもののうちの主なものについて、その反対理由を述べ討論いたします。

まず、議案第81号「平成20年度鹿児島県歳入歳出決算について認定を求める件」、議案第91号「鹿児島県工業用水道事業特別会計決算について認定を求める件」について、一括して反対理由を申し述べます。

2008年度には、県議会の提言を受けて、医師が常駐していない離島における妊婦の検診や出産のための旅費や宿泊費に負担軽減の制度が創設されたり、原油や飼料の高騰などの対策として、農林漁業者や中小企業の経営支援のための融資に関わる利子補給が拡大されるなど評価すべき点も見られました。

反対の主な理由は、相変わらず大型開発の推進に多額の税金が注ぎ込まれている点です。

人工島マリポートかごしまの1工区の維持管理費、1億5,800万円の中には、上屋の光熱水費の他、来園者を推定するために、駐車場に止めてある車の台数を1日4回数える作業も委託費に含まれています。さらに、利用計画も未だ決まっていない2工区の護岸整備や埋立事業には、繰り越しも含めて2億4,500万円。

奄美のおがみ山バイパス事業に、現年度執行が2億9,700万円、繰り越しが15億8,300万円となっています。この事業について、わが党は、この計画が持ち上がった当初から、一貫して地元住民の反対の声や運動を紹介しながら、予算にも決算にも反対してまいりましたが、その長年の地元の反対運動が実り、本体工事が先送りとなったことは、歓迎するものです。

また、商工費には、臨空団地分譲特別対策事業として、鹿児島臨空団地の分譲単価の抑制及び分譲促進を図るためとして、県土地開発公社に対して借入金の利子補助として8,040余万円が執行されています。

さらに、島原・天草・長島架橋について、調査費と建設促進事業として、計959万2千円が執行されました。

工業用水道事業においては、2008年度、万之瀬川導水施設の維持管理費のために309万7000円、川辺ダムの維持管理費に170余万円、そしてこれらの事業ための企業債の償還金が5,027万円となっています。

万之瀬川導水事業は、1号用地に3000人の雇用を約束した石川島播磨重工業が進出するというので、総事業費199億4千万円をかけて石播に供給する工業用水を確保するこ

とを目的として行われました。川辺ダムは、万之瀬川導水事業による取水量を安定的に確保するために、総事業費245億円で建設された多目的ダムであります。

本県財政の危機的状況を生み出したのは、県債に頼りながら、普通建設費を大幅に増加させてきたことにあります。利用計画も決まっていない人工島や税金を毎年毎年注ぎ込んでも分譲の進まない臨空団地、多額の事業費をかけながら一滴も工業用水を供給しない万之瀬川導水事業など、その責任を誰も取ることなく、えいえいと税金が注ぎ込まれ続け、そのしわ寄せが県民と県職員に及んでいるという現状を知事はどのようにお感じでしょうか。そして、歴代知事のこのような県政執行を積極的に後押しし、追認してきた同僚議員のみなさんは、どのようにお感じでしょうか。

一方、障害児の療育に対して助成を行う児童デイサービス負担軽減対策事業は、382万9千円の執行です。対象を幼稚園や保育園との併行通園の児童に限り、それも、一日に300円をこえた分、月9日以内に限ったものです。障害児はもともと幼稚園や保育園ではなかなか受け入れてもらえず、母親は仕事をしたくてもできず、経済的にも厳しい状況にあります。併行通園できない家庭の障害児の療育に対しても、助成をすべきであります。あと400万円ほどあれば可能です。また、信号機の設置については、県下で150箇所以上の設置の要望に対して、2008年度の信号機新設は32箇所。県立高校の耐震化も、まだ62.8%であります。

国政においては、政権交代の象徴として、事業仕分けの様子が公開されておりました。わが党は、その仕分け人の人選や仕分けの方法、対象事業の選定など、課題や問題点を指摘しておりますが、税金の無駄遣いをなくすために、その事業が必要か必要でないかの精査することは当然であると考えます。地方においては、まさしく、議会が、その役割として、行政のチェック役を果たすべきであります。

以上の理由から、わが党は、これらの決算を認定できないものであります。

次に議案第95号「鹿児島県病院事業特別会計決算について認定を求める件」についてであります。

自治体病院は「地域住民の生命と健康を守る」ことが最大の目的です。民間の医療機関では取り組みにくい、へき地医療や高度・特殊・先駆的医療、精神・緊急リハビリテーションなどの不採算といわれる分野の医療を担うことであります。

今、全国で自治体病院が経営困難に陥っています。1998年以降の度重なる診療報酬の引き下げ、格差や貧困が広がる中での医療費の患者負担増とそれに伴う受診抑制、構造改革推進による地方交付税の減額、そして医師不足の問題と、この間の国の医療政策の失敗が、本県でも県立病院の経営を困難にした大本にあると言えます。

さらに、財政健全化法と公立病院改革ガイドラインによって、自治体病院の経営が自治体全体まで影響範囲が広がることになり、自治体病院の「経営効率化」、「経営改善」に拍車がかかりました。

自治体病院が目指す「経営改善」とは、職員のリストラ・給与カットによる人件費の削減や業務の外部委託による経費削減などを中心とした病院機能縮小型の「経営改善」ではなく、病院機能維持・充実型の経営改善策を目指すべきではないでしょうか。

決算審査の中で、現在の県立病院をめぐる状況を見たときに、2008年度、鹿屋医療センターや大島病院の新たな病床の削減、薩南病院の小児科の療科休止、特に目立つ鹿屋医療センターの患者数の減少、救急医療に耐えられない鹿屋医療センターや北薩病院。患者ひとり当たりの入院収益、外来収益の増加。医療費の負担が困難になっている患者数の増加。そして、人件費比率が高いということで、削減される人件費と、業務の民間委託。

これらを見たときに、県立病院が、本県の「地域住民の生命と健康を守る」という自治体病院の目的を果たしきれているのだろうかという点で、疑問を持つものです。

もちろん、公共性と経済性の中で苦しい努力をされているのでありましようが、職員研修会では、繰り返し「改革基本方針」や「企業意識」「コスト意識の向上」が強調されています。公共性に目を閉ざしての経済性の追求では、本末転倒だとおもいます。地域住民が納得できる医療を提供することに最善を尽くした上での赤字は自治体病院の勲章とも言えると思います。

決算の認定について、冒頭に述べた国の医療政策の失敗を指摘する意味と、そのレールの上で本県の県立病院改革が進んでいるという意味から、認定できないものであります。

次に議案第97号「平成21年度鹿児島県一般会計補正予算」についてであります。

反対の理由の第1は、総務費の市町村連絡調整費に定住自立圏構想等推進事業費補助として、3億9,380万円が計上されている点です。具体的には、鹿屋定住自立圏、薩摩川内定住自立圏、鹿児島圏域として、これらの地域の民間病院の電子カルテ整備や医療機器の整備を対象とした交付金となっています。

そもそも「定住自立圏構想」とは、前政権の2008年骨太の方針に盛り込まれましたが、「平成の大合併」を押しつけた矛盾が表面化するなか、政府は、市町村がただちに合併にすまない場合の方策として、人口5万人以上などの要件を満たす「中心市」を定めて、そこに投資を集中し、周辺小規模自治体は、そのサービス・施設等を利用する「定住自立圏構想」に着手しました。これも道州制にむけた、市町村再編をねらったものであり、小規模自治体の自治権を奪い、切り捨てにつながるものです。地方分権をいうならば、地方交付税をもとにもどし、条件不利地域でも自治体本来の仕事ができるよう、十分な財政措置をとるべきで

す。市町村合併の押し付けとともに、中心市に行政サービスを集中する定住自立圏構想には反対です。

反対の理由の第2は、商工費の工業振興費に鹿児島臨空団地企業立地促進補助として3,581万5千円が計上されている点です。これは、立地企業に対して、土地代を平面3割引、法面を10割引きで売るための補助です。鹿児島臨空団地は、当時売れ残っている工業団地がいくつもあるにも関わらず、県土地開発公社が60億円をかけて開発を行ったものですが、平方あたりの分譲価格が高く分譲が進まずにかさむ金利を税金から負担し、さらに売るときには、税金を使って割引いて売ることが行われています。この補助には、新規雇用の要件もありません。

以上の理由により、本議案には、賛成できないものであります。

次に、議案第99号「知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定の件」についてであります。この中の職員給与の月額5%から10%の減額に反対するものです。これらは、厳しい財政状況に対応するためとされておりますが、県財政を危機的状況に追い込んだのは、県債に頼りながら普通建設費を増嵩させてきたことにあります。この減額措置で、年間総額約70億円もの減収となり、7年間連続の減額措置が地域経済に与える影響は大きいものがあります。よって、本議案には、賛成できません。

次に、議案第115号「契約の締結について議決を求める件」についてであります。これは、始良町東餅田地内の日豊本線の踏みきりに陸橋を渡す工事で、2001年より、総額約22億円で進められている事業の内、橋桁の部分で4億3,974万円の工事の契約であります。

現地は、用地確保のために、17戸の住居や店舗等の移転も行われています。私は、この踏みきりの近所の方たちから、お話を伺いましたが、工事が始まった当初から、住民の間では「どうしてこんな所に大規模な陸橋を造る必要があるのか。ここの他にもっと危険な踏切がある。」という声が多数あったそうです。私も、毎朝、鹿児島市内の鹿児島駅横の日豊本線の踏みきりを渡って通勤しておりますが、日豊本線の列車通過は、一番多い7時台で上下8本、その他の時間は一時間に5本から6本です。現地の住民の方達は、「もともとそんなに通行量は多くない。今の踏切が閉鎖されることで、かえって不便になる。」と話しておられました。

一番身近な地元で事業の必要性に対しての疑問の声が出されている本事業については、賛成できないものであります。

次に議案第116号「指定管理者の指定について議決を求める件」についてであります。これは、来年度から4年間、鹿児島市と離島を除く、103団地、5,801戸の県営住宅

の管理者を、株式会社南和産業と株式会社南日ホーム、南生建設株式会社の3社で構成するグループに指定するというものです。

公営住宅の管理については、国交省の通知には、「公営住宅の管理にあたっては、入居者の収入や家族構成等重要な個人情報を取り扱うことから、入居者のプライバシー保護に十分に措置することが不可欠である。」とされています。民間企業への管理者の指定については慎重であるべきです。また、安全性の確保という点からも、民間企業への指定は賛成できません。

全国の集合住宅において、エレベーターの不具合による大事故や消防設備、遊具・公園施設等での事故が起きており、定期点検の役割は非常に重要であります。しかしながら、今回の県営住宅の管理業務に関する仕様書によると、定期点検についても、計画作成から、点検の実施まで、県へは報告をするのみで、不具合があった場合の修繕工事も、工事の完了検査も指定管理者が行い、県は、ノートタッチで、適切に行われたかどうかチェックできる仕組みになっていません。

そもそも、指定管理者制度の導入については、前政権である小泉政権時代の「新自由主義的構造改革」路線の中で、「自治体の市場化・民営化」として急ピッチで進められてきたものであり、政権交代を選択した国民の要求に基づき、その在り方の見直しこそ求められている時です。以上の理由から、県営住宅の管理を民間企業に指定する本議案には、賛成できません。

最後に、陳情第1029号「非核三原則の法制化を求める意見書について」委員会審査結果では、継続となっていますが、これは、直ちに採択すべきであることを主張いたします。

この陳情は、鹿児島県原爆被害者協議会から、自らの被爆の体験から、核兵器による犠牲者が2度と生まれぬことを強く願って提出されたものであります。

今、世界は、「核兵器のない世界」を目指して動き出しています。日本は、世界でただ一つの核兵器を落とされた国として、核兵器廃絶に向けた主導的役割を果たすべきであります。

歴代の自民党政府は、「『非核三原則』は堅持する。米軍の核持ち込みはいっさい認めない。」と言いながら、核持ち込みの密約を交わし、核兵器の持ち込みを国民に隠してきました。本県でも、毎年のように、核兵器搭載の恐れのある米艦船のイージス艦が鹿児島港への入港を申請し、港湾の管理者である知事は、外務省に問い合わせた結果、核兵器持ち込みの事前協議が無かったとして、入港を認めてきました。県民の安心と安全のためにも、今こそ、核密約の公開・破棄と非核三原則の法制化が必要であります。本陳情はただちに採択し、「非核三原則」の法制化を求める意見書を提出すべきであります。

以上で討論を終わります。